
脆弱性評価と対応方策

脆弱性評価と対応方策

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標1 人命の保護が最大限図られること				
リスクシナリオ1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				
住宅・病院・学校等の耐震化				
1【住宅の耐震化】 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進及びブロック塀の適合化に取り組んでいる。	平成27年時点の十和田市における住宅の耐震化率は55.6%と低く、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、普及啓発を図るとともに国の防災・安全交付金等を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。	都市整備建築課	住宅の耐震化率 【H27】55.6% 【R7】95.0%
2【大規模建築物の耐震化】 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、県と連携を図りながら、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。	平成28年時点の大規模建築物の耐震化率は67.5%であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、県と連携を図りながら、大規模建築物の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、耐震化の必要性について普及啓発を図る。	都市整備建築課	不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化率 【H28】67.5% 【R7】95.0%
3【公営住宅の耐震化・老朽化対策】 市営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、市営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。	令和2年9月末現在、市営住宅の耐震化率は67.9%となっていることから、計画的かつ効率的に市営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。	市営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	都市整備建築課	市営住宅の長寿命化計画による建替戸数 【R2】170戸 【R7】—
4【病院施設の耐震化】 災害発生時の医療機能確保のため、施設の耐震化を推進している。	災害拠点病院である十和田市立中央病院は免震構造の建物であるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。	国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、建築物及び設備の修繕等を実施していく。	健康増進課業務課	
5【社会福祉施設等の耐震化】 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。	引き続き社会福祉施設等に係る耐震化を促進していく。	生活福祉課 高齢介護課	
6【公立学校施設等の耐震化・老朽化対策】 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全対策の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策を推進している	耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた耐震化や老朽化対策が必要である。	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修などを実施する。 ※市立小中学校の令和6年度における築40年以上の棟数に耐力度調査等を行い、老朽度を判断し長寿命化事業などの改修を実施する。	教育総務課 スポーツ・生涯学習課	築40年以上の学校で実施を計画している事業 【R4】 甲東中学校外部改修 東小学校長寿命化 【R5～R7】 十和田中学校長寿命化 【R7～R8】 東中学校長寿命化 【R9～】 ちとせ小学校改築
7【建築物等からの二次災害防止対策】 余震等による建築物の倒壊等や被災した宅地からの二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定土や被災宅地危険度判定土の養成に取り組んでいる。	県全体では平成28年3月末現在、被災建築物応急危険度判定土は590名、被災宅地危険度判定土は143名登録されているが、円滑に判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていない部分があることから、迅速な対応ができるよう、県と連携し具体的な判定基準等を作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。	円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定基準等を作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	都市整備建築課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
8【公立学校施設等の老朽化対策】 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、公立社会体育施設及び公立社会教育施設等の安全対策の充実を図るため、施設の老朽化対策を推進している。	耐震基準を満たしていない施設があることに加え、経年劣化により外壁等の損耗がある施設も見られることから、天井等落下防止対策を含めた老朽化対策が必要である。	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、国の交付金等を活用した老朽改修などを実施する。	教育総務課	市立小中学校の令和7年度における築30年以上の棟数老朽化改修状況 【R1】— 49棟中10棟の改修完了
公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策				
9【市庁舎等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時に防災拠点となる市庁舎の建替えにより、耐震化している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	管財課	
10【ため池施設の耐震化・老朽化対策】 ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池点検を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	ため池点検の結果を考慮し、崩壊等の危険性があるため池については、地元の見解を組み、補助事業により補修・廃止を行う必要がある。	耐震・老朽化対策が必要なため池に対して、国の交付金等を活用し、ため池の耐震化・老朽化対策を促進する。	農林畜産課	
市街地の防災対策				
11【都市公園における防災対策】 災害発生時の一時的な緊急避難場所として都市公園が指定されている。	災害発生時の一時的な緊急避難場所であるため非常用発電設備は整備されていないが、あくまでも一時的な避難場所であるため、非常用発電設備を整備する必要性は無い。	一時的な緊急避難場所としての機能を果たせるよう適切な維持管理を実施する。	都市整備建築課	都市公園における一時的な緊急避難場所公園数 【R1】18公園 (霊園含む、高森山除く) 【R7】17公園 (太素公園廃止予定)
12【幹線街路の整備】 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、幹線街路の整備を推進している。	市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	土木課	
道路施設の防災対策				
13【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
14【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
15【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
空き家対策				
16【空き家対策】 空き家の倒壊や空家等がもたらす悪影響の発生を防止するため、十和田市空家等対策計画に基づき、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。	大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから倒壊のおそれ等がある危険な空き家（特定空家）の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。	倒壊のおそれ等がある危険な空き家の解体の促進や、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進するため、空き家の実態調査、空き家の適正管理や利活用を促進するための人材育成やサポート体制の構築などを行う。	都市整備建築課	
防火対策・消防力強化				
17【消防団の充実】 消防団員確保のため、令和2年度から新採用職員に対して2年間の消防団入団研修を行っている。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年8月31日現在で708人となっていることから、市では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、様々な対策を検討していく。	総務課 防災危機管理室	
避難場所の指定・確保				
18【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】 令和2年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所37カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能な人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災危機管理室	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 【R2】あり 【R7】あり
19【学校での夏季の熱中症対策】 学校施設はほとんどが指定避難所となっているため、学校での夏季の熱中症のリスクを解消するため、各教室に空調設備を整備している。	学校施設の各教室及び体育館等に空調設備を整備する必要がある。	学校施設の各教室及び体育館等に空調設備の整備促進を検討する。	教育総務課	空調設備設置率 【R2】0% 【R7】100%
20【福祉避難所の指定・協定締結】 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保し、運営マニュアルを作成している。	令和2年9月1日現在、福祉避難所40カ所と協定を締結している。福祉避難所を確保しているも災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課 防災危機管理室	福祉避難所の指定 【R2】あり 【R7】あり
21【防災公共の推進】 災害発生時において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進し、地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定している。	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。	土木課 防災危機管理室	
22【福祉施設・学校施設等の安全対策】 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく。	現在危険箇所等に立地している施設等については、避難計画を策定済である。今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	防災危機管理室 生活福祉課 高齢介護課 こども支援課	
避難行動支援				
23【避難行動要支援者名簿の作成】 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等へ情報提供している。	令和2年3月末現在の避難行動要支援者名簿登録者は、1,688名であり、対象者全体の22.9%であることから、名簿への登録を促していく必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、支援が必要と思われる方の掘り起こしなど新規同意登録者の促進について理解と協力の働きかけを行っている。	防災危機管理室 生活福祉課	避難行動要支援者名簿登録者数 【R2】1,688名 【R7】2,700名

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
24【避難行動要支援者名簿の活用】 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を推進している。	避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別行動まで策定している要支援者は一部であることから、全ての要支援者に対して個別行動を策定する必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、要支援者の個別行動の策定の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。	防災危機管理室 生活福祉課	
防災意識の啓発・地域防災力の向上				
25【自主防災組織の設立・活性化支援】 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバレッジ率は44.4%（R2.9）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、設立補助金の交付や、リーダー研修会・防災啓発研修等の取組を実施する。	防災危機管理室	
26【防災意識の啓発】 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	出前講座や広報紙などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災危機管理室	
27【防災訓練の推進】 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、総合防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を推進している。	地域住民の防災意識を高めるため、地域単位での防災訓練を行う必要がある。	総合防災訓練を毎年異なる地域において実施することで、地域における防災意識の啓発を図る。また、地域単位での防災訓練の普及に努めていく。	防災危機管理室 まちづくり支援課	
リスクシナリオ1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大规模氾濫				
河川改修等の治水対策				
28【河川改修等の治水対策】 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進している。	計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。	洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	土木課	
河川・ダム施設等の防災対策				
29【内水危険箇所の被害防止対策】 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、雨水管渠や排水ポンプ場の整備を推進している。	内水による家屋の浸水被害の解消に向けて市の取組を一層促進する必要がある。	国の防災・安全交付金等を活用して市が実施する浸水対策事業のより一層の促進を図る。	土木課	
30【農業用ダム・ため池の防災対策】 市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば補修・廃止の相談・指導等を行う。	市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う必要がある。	ため池等について、防災対策に係る補修・廃止を実施するための相談・指導等を実施する。	農林畜産課	
31【農業水利施設の防災対策・老朽化対策】 市で管理している頭首工等の河川工作物や農業用排水路はないが、集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、施設利用者への適切な管理を呼び掛ける。	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、施設利用者への適切な管理を呼び掛けていく必要がある。	機能が低下した頭首工等の河川工作物について、撤去も含め必要な対策を講じるとともに、農業用排水路についても、機能不全による被害発生を防止するため、施設利用者へ補修・改修等の相談・指導を実施する。	農林畜産課 土木課	
警戒避難体制の整備				
32【洪水ハザードマップの作成】 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村の浸水想定区域図を県において指定・公表しており、市では洪水ハザードマップを作成・公表している。	洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域をもとにした洪水ハザードマップを作成している。	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を公表している。	防災危機管理室	洪水ハザードマップ作成・公表率 【R2】100% 【R7】100%

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
33【避難勧告等の発令】 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、避難勧告等の発令を行う。	水害に備え出水時に市長が避難勧告等を発令するタイミングを的確に判断する必要があることから水位到達情報等の通知等、県との連携を適切に行っていく必要がある。	市長が水害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう洪水タイムラインの策定やホットラインの構築を進める。	総務課 防災危機管理室	
34【住民等への情報伝達手段の多様化】 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、防災無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。	情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県が実施する訓練等に参加していく。	総務課 防災危機管理室	
35【県・市・防災関係機関における情報伝達】 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加する。	総務課 防災危機管理室	
避難場所の指定・確保				
36【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】 令和2年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所37カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災危機管理室	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 【R2】あり 【R7】あり
37【福祉避難所の指定・協定締結】 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保し、運営マニュアルを作成している。	令和2年9月1日現在、福祉避難所40カ所と協定を締結している。福祉避難所を確保しているも災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課 防災危機管理室	福祉避難所の指定 【R2】あり 【R7】あり
38【防災公共の推進】 災害発生時において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進し、地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定している。	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。	土木課 防災危機管理室	
39【福祉施設・学校施設等の安全対策】 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく。	現在危険箇所等に立地している施設等については、避難計画を策定済である。今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	防災危機管理室 生活福祉課 高齢介護課 子ども支援課 教育総務課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
市街地の防災対策				
40【都市公園における防災対策】 災害発生時の一時的な緊急避難場所として都市公園が指定されている。	災害発生時の一時的な緊急避難場所であるため非常用発電設備は整備されていないが、あくまでも一時的な避難場所であるため、非常用発電設備を整備する必要性は無い。	一時的な緊急避難場所としての機能を果たせるよう適切な維持管理を実施する。	都市整備建築課	都市公園における一時的な緊急避難場所公園数 【R1】18公園 (霊園含む、高森山除く) 【R7】17公園 (太素公園廃止予定)
避難行動支援				
41【避難行動要支援者名簿の作成】 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等へ情報提供している。	令和2年3月末現在の避難行動要支援者名簿登録者は、1,688名であり、対象者全体の22.9%であることから、名簿への登録を促していく必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、支援が必要と思われる方の掘り起こしなど新規同意登録者の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。	防災危機管理室 生活福祉課	避難行動要支援者名簿登録者数 【R2】1,688名 【R7】2,700名
42【避難行動要支援者名簿の活用】 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を推進している。	避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別行動まで策定している要支援者は一部であることから、全ての要支援者に対して個別行動を策定する必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、要支援者の個別行動の策定の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。	防災危機管理室 生活福祉課	
消防力の強化				
43【消防団の充実】 消防団員確保のため、令和2年度から新採用職員に対して2年間の消防団入団研修を行っている。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年8月31日現在で708人となっていることから、市では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、様々な対策を検討していく。	総務課 防災危機管理室	
防災意識の啓発・地域防災力の向上				
44【防災意識の啓発】 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	出前講座や広報紙などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災危機管理室	
リスクシナリオ1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生				
警戒避難体制の整備（土砂災害）				
45【土砂災害ハザードマップの作成・公表】 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。	土砂災害ハザードマップは作成されているが、平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。	必要に応じて土砂災害ハザードマップの修正等を行うとともに、住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	防災危機管理室	
46【避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供】 土砂災害に関して、市長が的確に避難勧告等の発令を行うことができるよう、また、住民が自主避難できるよう、判断材料となる情報を住民へ提供している。	土砂災害に関して、市長は避難勧告等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民は的確な自主避難の判断を求められていることから、その判断材料として土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を活用する必要がある。	市長が避難勧告等の対象地域を今以上に判断し易いよう、また、住民が自主避難を容易に判断できるよう、土砂災害警戒判定メッシュ情報等活用していく。	総務課 防災危機管理室	
農山村地域における防災対策				
47【農業用ダム・ため池の防災対策】 市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば補修・廃止の相談・指導等を行う。	市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う必要がある。	ため池等について、防災対策に係る補修・廃止を実施するための相談・指導等を実施する。	農林畜産課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
警戒避難体制の整備（火山噴火）				
48【八甲田山の警戒避難体制の整備】 八甲田火山噴火に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、八甲田火山防災マップを作成・公表している。	噴火シナリオ、火山ハザードマップが作成され、噴火警戒レベルが導入されているほか、警戒避難体制の整備として住民登山者、観光客等を対象とした避難計画を策定するなど具体的な防災対応を行っている。	作成した噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について、他の自治体等と連携し、防災対策の強化を図っていく。	防災危機管理室	
49【十和田の警戒避難体制の整備】 平成28年12月に常時観測火山に追加された十和田について、警戒避難体制を整備するため、平成28年3月に設置した十和田火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。	警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成が必要である。	火山防災協議会において作成する噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、他の構成自治体と連携し、防災対策の強化を図っていく。	防災危機管理室	
登山者等の安全対策				
50【情報通信利用環境の強化】 登山者を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi利用環境の整備を実施している。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。	商工観光課 防災危機管理室	
避難場所の指定・確保				
51【指定緊急避難場所及び指定避難所の指定】 令和2年9月1日現在、指定緊急避難場所19件、指定避難所37カ所を指定している。	地域の実情に合わせた指定緊急避難場所及び指定避難所の選定を行う必要がある。	現状において想定避難者数以上の収容可能人数の避難所を確保しているが、今後も地域の実情に合わせて、避難場所・避難所の確保を実施していく。	防災危機管理室	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 【R2】あり 【R7】あり
52【福祉避難所の指定・協定締結】 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保し、運営マニュアルを作成している。	令和2年9月1日現在、福祉避難所40カ所と協定を締結している。福祉避難所を確保していても災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営ができるよう、日頃から訓練を行う必要がある。	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、総合防災訓練において、毎年行っている事業者と連携した開設訓練を継続し、連携を深めていく。また、日頃から施設が行う訓練等を支援していく。	生活福祉課 防災危機管理室	福祉避難所の指定 【R2】あり 【R7】あり
53【防災公共の推進】 災害発生時において、集落の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった「防災公共」を推進し、地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を策定している。	災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できないおそれがあることから、「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進める。	土木課 防災危機管理室	
54【福祉施設・学校施設等の安全対策】 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく。	現在危険箇所に立地している施設等については、避難計画を策定済である。今後該当施設が追加となった際には、随時計画の作成を促進していく。	防災危機管理室 生活福祉課 高齢介護課 子ども支援課 教育総務課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
55【都市公園における防災対策】 災害発生時の一時的な緊急避難場所として都市公園が指定されている。	災害発生時の一時的な緊急避難場所であるため非常用発電設備は整備されていないが、あくまでも一時的な避難場所であるため、非常用発電設備を整備する必要性は無い。	一時的な緊急避難場所としての機能を果たせるよう適切な維持管理を実施する。	都市整備建築課	都市公園における一時的な緊急避難場所公園数 【R1】18公園 (霊園含む、高森山除く) 【R7】17公園 (太素公園廃止予定)
避難行動支援				
56【避難行動要支援者名簿の作成】 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等へ情報提供している。	令和2年3月末現在の避難行動要支援者名簿登録者は、1,688名であり、対象者全体の22.9%であることから、名簿への登録を促していく必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、支援が必要と思われる方の掘り起こしなど新規同意登録者の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。	防災危機管理室 生活福祉課	避難行動要支援者名簿登録者数 【R2】1,688名 【R7】2,700名
57【避難行動要支援者名簿の活用】 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を推進している。	避難行動要支援者名簿登録者のうち、個別行動まで策定している要支援者は一部であることから、全ての要支援者に対して個別行動を策定する必要がある。	要支援者に身近な町内会長・民生委員児童委員を通じて、要支援者の個別行動の策定の促進について理解と協力の働きかけを行っていく。	防災危機管理室 生活福祉課	
防火対策・消火力強化				
58【消防団の充実】 消防団員確保のため、令和2年度から新採用職員に対して2年間の消防団入団研修を行っている。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年8月31日現在で708人となっていることから、市では、地域の消火力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、様々な対策を検討していく。	総務課 防災危機管理室	
防災意識の啓発・地域防災力の向上				
59【土砂災害に対する防災意識の啓発】 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。	土砂災害の危険地区の周知は行っているが、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。	土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、ハザードマップの周知など普及啓発活動の充実に取り組む。	防災危機管理室	
60【火山に対する防災意識の啓発】 火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、火山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行っている。	地震、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、火山防災協議会構成自治体と連携した防災普及体制を構築の上、住民や登山者等に対する普及啓発を実施していく必要がある。	火山に対する防災意識の向上に向け、火山防災協議会において市職員等の火山防災知識の習得を促進するとともに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	防災危機管理室	
61【自主防災組織の設立・活性化支援】 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は44.4% (R2.9)であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、設立補助金の交付や、リーダー研修会・防災啓発研修等の取組を実施する。	防災危機管理室	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ1-4 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生				
防雪施設の整備				
62【防雪施設の整備】 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。	新たに防雪施設を整備すべき箇所、老朽化が進み再整備すべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに指定すべき地域が生じる場合もあることから、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、国・県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	土木課	
道路交通の確保				
63【除排雪体制の強化】 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効果的な除排雪を実施している。	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国・県との連携強化や相互支援体制の構築に取り組む。	土木課	
情報通信の確保				
64【情報通信利用環境の強化】 登山者を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi利用環境の整備を実施している。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。	商工観光課 防災危機管理室	
リスクシナリオ1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生				
行政情報連絡体制の強化				
65【県・市・防災関係機関における情報伝達】 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加する。	総務課 防災危機管理室	
住民等への情報伝達の強化				
66【住民等への情報伝達手段の多様化】 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、防災無線、緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。また、Lアラートを導入し、マスメディアを通じた住民への避難勧告等の伝達を行っているが、さらに運用を迅速化・確実化していく必要がある。	情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県が実施する訓練等に参加していく。	総務課 防災危機管理室	
67【情報通信利用環境の強化】 登山者を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi利用環境の整備を実施している。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。	商工観光課 防災危機管理室	
68【障害者等に対する避難情報伝達】 災害発生時における障害者等の安全な避難を確保するため、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、市民等に対して障害特性に関する普及啓発を行っている。	障害者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障害者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織などが要援護者の自宅を訪問するなどして、避難行動を直接支援する必要がある。	障害者等の障害特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障害者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、県及び関係団体が主催するイベント等を通じて、市民等に対して障害特性に関する普及啓発を行う。	生活福祉課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
69【外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化】 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制づくりに努めている。	宿泊施設や交通機関においては外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに外国人観光客向けの情報発信を充実する必要がある。	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	商工観光課 防災危機管理室	
防災意識の啓発・地域防災力の向上				
70【防災意識の啓発】 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	出前講座や広報紙などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災危機管理室	
防災教育の推進・学校防災体制の確立				
71【防災教育の推進】 児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に携わる教員を対象とした研修を実施しているほか、防災関係機関による出前講座等を開催している。	災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	指導課	
72【学校防災体制の確立】 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。	危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	指導課	公立学校の危機管理マニュアルの見直し率 【R1】100% 【R7】—

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること				
リスクシナリオ2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
支援物資等の供給体制の確保				
73【非常物資の備蓄】 市では想定避難者の3日分の食料・飲料水などの備蓄を進めるほか、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパーや飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また今後も協定締結を推進する必要がある。	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。	総務課 防災危機管理室	
74【救援物資等の受援体制の構築】 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	生活福祉課 こども支援課	
水道施設の防災対策				
75【水道施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても給水機能を確保するため、アセットマネジメントによる水道施設耐震化計画を策定し、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設耐震化計画に基づく事業の進捗管理を行う必要がある。	災害発生時における給水機能の確保に向けて、必要に応じ、水道施設耐震化計画を見直しするなど、引き続き水道施設の耐震化・老朽化対策を推進していく。	水道課	管路経年化率 <上水道> 【R1】7.11% 【R7】10.26% ※未整備13.76%
76【応急給水資機材の整備】 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水のための体制を整えるとともに、給水車輛及び応急給水資材の整備を図っている。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き給水車輛の点検整備及び、応急資材の整備を図る必要がある。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、必要に応じて応急給水のための体制の見直しを行うとともに、引き続き給水車輛の点検整備及び、応急給水資材の更新を図る。	水道課	
77【水道施設の応急対策】 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	水道課	
道路施設の防災対策				
78【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
79【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
80【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
食料生産体制の強化				
81【農業・水産施設の老朽化対策】 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、施設利用者と協力の上、維持管理を行う。	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。	農林畜産課	
リスクシナリオ2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
集落の孤立防止対策				
82【集落の孤立防止対策】 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、施設利用者と協力の上、そこに通じる道路等の通行確保対策等に取り組んでいる。	孤立のおそれがある集落や、道路等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握していく必要がある。	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、地域との連携を図りながら、孤立のおそれがある集落や、道路等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	土木課 農林畜産課 防災危機管理室	
孤立集落発生時の支援体制の構築				
83【孤立集落発生時の支援体制の確保】 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、食料や資機材等の輸送に係る連携体制の構築が必要である。	多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。	県、防災関係機関、災害時応援協定を結んでいる事業所等と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について、検討していく。	防災危機管理室	
情報通信の確保				
84【情報通信利用環境の強化】 登山者を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、観光施設等のWi-Fi利用環境の整備を実施している。	災害発生時には、情報通信利用環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との協力体制を構築する必要がある。	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、通信事業者と連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。	商工観光課 防災危機管理室	
道路施設の防災対策				
85【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
86【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
87【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態				
防災関連施設の耐震化・老朽化対策				
88【市庁舎等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時に防災拠点となる市庁舎の建替えにより、耐震化している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	管財課	
関係機関の連携強化・防災訓練の推進				
89【医療従事者確保に係る連携体制】 災害発生時の医療提供体制確保のため、DMAT隊員の養成に努め、現在2チーム9名の派遣・活動が可能である。市、県及び政府が実施する大規模災害訓練にも積極的に参加し、対応能力の向上を図っている。	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、避難所の保健・医療ニーズを把握し、状況を対策本部に伝えられるよう連携体制を構築する必要がある。	保健・医療ニーズを把握し対策本部に伝えられるよう関係課と連携し防災訓練を行う。	健康増進課 業務課	
90【総合防災訓練の実施】 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を行う必要がある。	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災危機管理室	
救急・救助活動の体制強化				
91【消防団の充実】 消防団員確保のため、令和2年度から新採用職員に対して2年間の消防団入団研修を行っている。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年8月31日現在で708人となっていることから、市では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、様々な対策を検討していく。	総務課 防災危機管理室	
支援物資等の供給体制の確保				
92【救済物資等の受援体制の構築】 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救済物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	生活福祉課 こども支援課	
防災意識の啓発・地域防災力の向上				
93【防災意識の啓発】 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について、講座・講演等を通じて啓発を行っている。	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けてより一層の取組を実施していく必要がある。	出前講座や広報紙などを活用し、市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	防災危機管理室	
94【防災訓練の推進】 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、総合防災訓練を実施している。また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を推進している。	地域住民の防災意識を高めるため、地域単位での防災訓練を行う必要がある。	総合防災訓練を毎年異なる地域において実施することで、地域における防災意識の啓発を図る。また、地域単位での防災訓練の普及に努めていく。	防災危機管理室 まちづくり支援課	
95【自主防災組織の設立・活性化支援】 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は44.4%（R2.9）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、設立補助金の交付や、リーダー研修会・防災啓発研修等の取組を実施する。	防災危機管理室	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保				
96【医療施設の燃料等確保】 災害発生時の医療機能確保のため、十和田市立中央病院では電源や燃料の確保を行っている。	災害拠点病院では概ね電源や燃料が確保されているが、その他の病院についても、確保を促進していく必要がある。	市との連携を図り、停電時でも医療行為が行えるよう、引き続き燃料を確保していく。	業務課	災害拠点病院の非常用電源の設置率 【R2.4.1現在】 100% 【R7】 100%
道路施設の防災対策				
97【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
98【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
99【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
リスクシナリオ2-5 想定を超える大量かつ長期にわたる帰宅困難者（観光客等）への水・食料等の供給不足				
帰宅困難者の避難体制の確保				
100【観光客等に対する広域避難の強化】 災害発生時に安全に避難できる避難所等の確保のため、市内に指定避難所及び避難場所を設置するとともに、案内看板を設置している。	イベントなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、市の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。	周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について、災害時に円滑に避難が実施できるよう調整機能及び連携体制を検討のうえ、充実・強化を図る。また、地域特性を考慮し、多様な交通手段を活用した広域避難体制の強化を推進する。	防災危機管理室 商工観光課	
支援物資等の供給体制の確保				
101【非常物資の備蓄】 市では想定避難者の3日分の食料・飲料水などの備蓄を進めるほか、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパーや飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また今後も協定締結を推進する必要がある。	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。	総務課 防災危機管理室	
102【応急給水資機材の整備】 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水のための体制を整えるとともに、給水車輛及び応急給水資材の整備を図っている。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き給水車輛の点検整備及び、応急資材の整備を図る必要がある。	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、必要に応じて応急給水のための体制の見直しを行うとともに、引き続き給水車輛の点検整備及び、応急給水資材の更新を図る。	水道課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
103【救援物資等の受援体制の構築】 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	生活福祉課 こども支援課	
情報伝達の強化				
104【外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化】 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制づくりに努めている。	宿泊施設や交通機関においては外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに外国人観光客向けの情報発信を充実する必要がある。	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	商工観光課 防災危機管理室	
帰宅困難者の輸送手段の確保				
105【バスによる帰宅困難者の輸送】 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損に対する補助を行っている。	災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	政策財政課	
リスクシナリオ2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
病院・福祉施設等の耐震化				
106【病院施設の耐震化】 災害発生時の医療機能確保のため、施設の耐震化を推進している。	災害拠点病院である十和田市立中央病院は免震構造の建物であるが、建築物及び設備の老朽化対策を計画的に実施する必要がある。	国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、建築物及び設備の修繕等を実施していく。	健康増進課 業務課	
107【社会福祉施設等の耐震化】 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、引き続き耐震化を推進する必要がある。	引き続き社会福祉施設等に係る耐震化を促進していく。	生活福祉課 こども支援課 高齢介護課	
災害発生時における医療提供体制の構築				
108【災害時医療の連携体制】 災害発生時において、災害拠点病院として適切な医療行為を確保するため、院内研修の実施や市・県の防災訓練などに参加している。	災害拠点病院としての主体的な訓練を実施していない。	引き続き、災害発生時において適切な医療行為が行えるよう、上十三医療圏の災害拠点病院である当院を中心とした訓練を実施する。	健康増進課 業務課	
関係機関の連携強化・防災訓練の推進				
109【医療従事者確保に係る連携体制】 災害発生時の医療提供体制確保のため、DMAT隊員の養成に努め、現在2チーム9名の派遣・活動が可能である。市、県及び政府が実施する大規模災害訓練にも積極的に参加し、対応能力の向上を図っている。	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、避難所の保健・医療ニーズを把握し、状況を対策本部に伝えられるよう連携体制を構築する必要がある。	保健・医療ニーズを把握し対策本部に伝えられるよう関係課と連携し防災訓練を行う。	健康増進課 業務課	
110【お薬手帳の利用啓発】 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「お薬手帳」の携行について、普及啓発を図っている。	持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、薬剤師会と連携しながら、広報誌等を配布する等、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	健康増進課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
要配慮者への支援等				
111【要配慮者等への支援】 県においては、災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制の構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援の重要性等について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 市においては、県が開催する研修や会議に参加している。	要配慮者に対しての福祉ニーズに対応したDCAT派遣体制が十分に構築されていないことから、県においては、引き続き、市町村に対して研修や会議を通じて、要配慮者支援の啓発及び県外からの支援について、円滑な支援活動を実施できるよう、受入体制を整える必要がある。 市においては、県のDCAT派遣体制の取組に対して協力していく必要がある。	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、県は福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、市町村に対し研修等の啓発及び県外からの支援受入体制について検討する。市は、引き続き、県が開催する研修や会議に参加し、県のDCAT派遣体制の取組に対して協力していく。	健康増進課 生活福祉課 高齢介護課	
112【心のケア体制の確保】 心理的ストレスを抱えている方が必要な支援を受けられるよう、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。	災害発生時には、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、関係機関のネットワークを強化する必要がある。	災害発生時には、DPAT（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	健康増進課	
113【児童生徒の心のサポート】 被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	指導課	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率 【R1】100% 【R7】—
114【外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化】 外国人観光客が安心できる受入環境を整備するため交通機関や宿泊・観光施設でのWi-Fi利用環境の充実、案内表記の多言語化・記号化、外国語対応を推進し、災害発生時において自力で情報収集、避難ができる体制づくりに努めている。	宿泊施設や交通機関においては外国語表記やWi-Fi利用環境が不十分なところがあるため、それらの整備を推進するとともに外国人観光客向けの情報発信を充実する必要がある。	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、市が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させるとともに、宿泊事業者等が行うWi-Fi利用環境整備等の取組に係る一部支援をするなど、受入環境の改善を図る。	商工観光課 防災危機管理室	
115【動物救護対策】 防災計画にペットと同伴避難できる避難所一覧を作成し、避難所ごとに、同伴避難可能なペット及びペット飼養場所を定めるよう検討している。	災害発生時の動物愛護については、県が「災害時における動物救護活動マニュアル」を作成しているが、市が活用するに至っていない。	避難所管理者と連携し、災害発生時には動物救護マニュアルに基づき対応するよう努める。	まちづくり 支援課 防災危機管理室	
道路施設の防災対策				
116【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
117【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
118【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
感染症対策				
119【避難所における衛生環境の維持】 避難所における衛生的な生活環境を確保するため、感染症対策に配慮した廃棄物の取り扱いについてホームページにて周知している。	災害発生時においても、不特定多数の避難した住民に対し、くまなく周知する必要がある。	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、県内他市町村や他都道府県からの応受援体制を強化する必要がある。 また、感染症対策に配慮した廃棄物の取り扱いについて、ホームページ以外でも避難所への掲示や避難所マニュアルへの追加など、引き続き周知を行う。	防災危機管理室 まちづくり支援課	
120【感染症への意識向上及び対応策の整備】 災害発生時における感染症の発生に迅速な対応ができるよう、平時から、各種対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。	災害発生時における避難所等については、市関係課及び関係機関との連携を構築するとともに、感染症について各種研修及び訓練等を実施する必要がある。	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	市民課 健康増進課 業務課	
121【予防接種の促進】 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう普及啓発を行っている。	災害発生時に感染症の発生やまん延の可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。	予防接種の必要性について市民に普及啓発を図るとともに、接種率が低い予防接種については、引き続き接種者の個別接種勧奨を行う。	健康増進課 業務課	麻しん・風しん 予防接種率 【R1】97.5% 【R6】100%
下水道施設の機能確保				
122【下水道施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。	処理施設及び管渠施設等を含めた下水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画未策定の下水道施設について、計画を策定する。	下水道課	ストックマネジメント計画策定率 【R2】0% 【R4】100%
123【農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても、農村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の老朽化対策として最適整備構想を策定し、計画的な機能強化工事を実施している。	老朽化対策について、まだ計画策定されていない施設があることから、機能診断等を実施し、最適整備構想の策定が必要である。	災害発生時の集落排水施設の処理機能の確保に向けて、農業集落排水施設の最適整備構想の計画を策定する。	下水道課	個別施設ごとの長寿命化計画の策定数 【R2】13処理区 【R4】15処理区
124【下水道事業の業務継続計画の策定】 災害発生時の汚水処理機能の維持管理については、被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた簡易な業務継続計画を策定している。	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、下水道の業務継続計画の内容を見直し最新の業務継続計画を策定する。	下水道課	業務継続計画（下水道BCP）の策定率 【R2】90% 【R3】100%

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること				
リスクシナリオ3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下				
災害対応庁舎等における機能の確保				
125【市庁舎等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時に防災拠点となる市庁舎の建替えにより、耐震化している。	防災拠点となる市庁舎については、令和元年度建替えにより、耐震化している。今後は、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。	災害対策機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	管財課	
126【行政施設の非常用電源の整備】 市庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、定期的な点検等を行っていく。	管財課	
行政情報通信基盤の耐災害性の強化				
127【県・市・防災関係機関における情報伝達】 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加する。	総務課 防災危機管理室	
128【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁LAN等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室の非常用電源を整備している。	災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	情報政策室	
129【行政情報の災害対策】 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、情報システムのクラウド化について検討している。	庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウド化について検討していく。	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウド化について検討する。	情報政策室	
行政機関の業務継続計画の策定				
130【県及び市町村の業務継続計画の策定】 災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「十和田市業務継続計画（BCP）」を策定している。	業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。	防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各部・課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。	防災危機管理室	
受援・連携体制の構築				
131【県内の広域連携体制の構築】 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県と「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。	市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、連携体制等を強化・充実する必要がある。	市町村相互応援協定を踏まえ、県内の市町村間の相互応援の内容及び調整機能について検討のうえ、連携体制を強化・充実する。	防災危機管理室	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
防災訓練の推進				
132【総合防災訓練の実施】 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災危機管理室	
リスクシナリオ3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				
情報通信基盤の耐災害性の強化				
133【県・市・防災関係機関における情報伝達】 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、県警や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練に参加する。	総務課 防災危機管理室	
134【総合防災訓練の実施】 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	防災危機管理室	
電力の供給停止対策				
135【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	政策財政課	
136【行政施設の非常用電源の整備】 市庁舎において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、適切な維持管理・更新を行う必要がある。	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、定期的な点検等を行っていく。	管財課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標4 経済活動を機能不全に陥らせないこと				
リスクシナリオ4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞				
農林水産物の移出・流通対策				
137【農林水産物の移出・流通対策】 災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、産直とわだと情報共有を図っている。	リスク分散の観点から、さまざまな販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。	市内外の様々な物流・販売関係者との信頼関係の構築を図る。	農林畜産課 とわだ産品 販売戦略課	
被災企業の金融支援				
138【被災企業への金融支援等】 被災企業の経営支援のために国や県の金融支援策の周知を図っている。	罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、国や県の金融支援策の情報を直ちに得て、窓口等で紹介ができる体制を取る必要がある。	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、国や県の金融支援策の情報を直ちに得て、周知を図る。	商工観光課	
道路施設の防災対策				
139【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
140【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
141【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
電力の供給停止対策				
142【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	政策財政課	
リスクシナリオ4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
道路施設の防災対策				
143【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
144【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
145【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
エネルギー供給体制の強化				
146【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	政策財政課	
リスクシナリオ4-3 基幹的交通ネットワークの機能停止				
道路施設の防災対策				
147【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送道路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
148【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
149【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
150【幹線街路の整備】 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、幹線街路の整備を推進している。	市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する必要がある。	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止を図るため、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	土木課	
基幹的道路交通ネットワークの形成				
151【基幹的道路交通ネットワークの形成】 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、国・県との連携を図りながら、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	土木課	
リスクシナリオ4-4 食料等の安定供給の停滞				
食料流通機能の維持・確保				
152【食料市場の早期復旧体制の構築】 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、地方卸売市場に対する助言・指導を行っている。	災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から、地方卸売市場と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	農林畜産課	
県産食料品の生産・供給体制の強化				
153【多様なニーズに対応したとわだ産品づくり】 安全・安心なとわだ産品づくりを図るため、加工食品の開発支援を行っている。	消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえこれに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した加工食品の生産拡大を推進していく必要がある。	多様なニーズに対応した農林水産物や加工食品の安定供給に向けて、開発支援等、生産の取組を推進する。	とわだ産品販売戦略課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
154【とわだ産食料品の供給を支える人づくり】 安全・安心なとわだ産食材を活用した加工食品を今後とも供給していくため、農林水産業及び食品加工業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、食品加工室の整備・研修会等を実施している。	安全・安心なとわだ産食材を活用した加工食品を安定供給するためには、後継者となる食品加工業従事者の確保が必要である。	とわだ産食材を活用した加工食品を安定して供給するため、地域内連携により食品加工業者の事業機会の創設に向けた取組を実施する。	農林畜産課 とわだ産品 販売戦略課	
155【農業・水産施設の老朽化対策】 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、施設利用者と協力の上、維持管理を行う。	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。	農林畜産課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること				
リスクシナリオ5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				
再生可能エネルギーの導入促進				
156【再生可能エネルギーの導入】 災害発生時に避難者の安全のために電力供給を行うことができるよう、一部の公共施設等に太陽光発電設備等を導入している。	地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを活用していく必要がある。	災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、公共施設等での太陽光発電設備等の導入を検討する。	政策財政課	
電力の供給停止対策				
157【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	政策財政課	
エネルギー供給体制の強化				
158【エネルギー供給事業者の災害対策】 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	災害発生時においてエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	政策財政課	
道路施設の防災対策				
159【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
160【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
161【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
リスクシナリオ5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止				
水道施設の防災対策				
162【水道施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても給水機能を確保するため、アセットマネジメントによる水道施設耐震化計画を策定し、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設耐震化計画に基づく事業の進捗管理を行う必要がある。	災害発生時における給水機能の確保に向けて、必要に応じ、水道施設耐震化計画を見直しするなど、引き続き水道施設の耐震化・老朽化対策を推進していく。	水道課	管路経年化率 <上水道> 【R1】7.11% 【R7】10.26% ※未整備13.76%
163【水道施設の応急対策】 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	水道課	

網掛け：再掲

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
164【水道事業者の業務継続計画の策定】 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、十和田市水道危機管理対策マニュアルを策定している。	災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、被災対応手順の確認と職員の意識向上を図るため、十和田市水道危機管理対策マニュアルに基づいた訓練を定期的実施する必要がある。	災害発生時における上水道供給業務の継続に向けて、必要に応じ、十和田市水道危機管理対策マニュアルを改定し、被災対応手順の確認と職員の意識向上を図るため、定期的に想定した被災に対する訓練を実施する。	水道課	
リスクシナリオ5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
下水道施設の機能確保				
165【下水道施設の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。	処理施設及び管渠施設等を含めた下水道施設の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画未策定の下水道施設について、計画を策定する。	下水道課	ストックマネジメント計画策定率 【R2】0% 【R4】100%
166【下水道事業の業務継続計画の策定】 災害発生時の汚水処理機能の維持管理については、被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた簡易な業務継続計画を策定している。	災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画を策定する必要がある。	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、下水道の業務継続計画の内容を見直し最新の業務継続計画を策定する。	下水道課	業務継続計画（下水道BCP）の策定率 【R2】90% 【R3】100%
167【農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策】 災害発生時においても、農村地域における公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の老朽化対策として最適整備構想を策定し、計画的な機能強化工事を実施している。	老朽化対策について、まだ計画策定されていない施設があることから、機能診断等を実施し、最適整備構想の策定が必要である。	災害発生時の集落排水施設の処理機能の確保に向けて、農業集落排水施設の最適整備構想の計画を策定する。	下水道課	個別施設ごとの長寿命化計画の策定数 【R2】13処理区 【R4】15処理区
168【農業集落排水施設等の耐災害性の確保】 市が管理する農業集落排水施設の耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置のない施設には、運搬可能な発電機を確保している。	農業集落排水の汚水処理施設については、災害発生時の停電を防止するための非常用電源装置が設置されていない施設が15施設中13施設であることから、非常用電源装置の整備、又は発電機を確保する必要がある。	災害発生時における農業集落排水施設の汚水の処理機能等の確保に向けて、各施設の状況を調査・確認のうえ、非常用電源装置の整備又は発電機の確保について検討する。	下水道課	
169【避難所等におけるトイレ機能の確保】 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る協定を締結している。	災害発生時の対応としては避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のトイレ以外に必要なトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	防災危機管理室	
合併処理浄化槽への転換の促進				
170【合併処理浄化槽への転換の促進】 老朽化した単独処理浄化槽から、災害にも強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、市がPFI事業にて浄化槽整備事業を実施している。また、合併処理浄化槽への転換を単独処理浄化槽設置者に促すため、普及啓発を行っている。	依然として多くの単独処理浄化槽等が残っていることから、災害発生時にも備え、引き続き災害にも強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	単独処理浄化槽から災害にも強い合併処理浄化槽への転換を国の循環型社会交付金等を活用することにより実施するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	下水道課	合併処理浄化槽の普及率※ ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合 【R2】6.5% 【R7】7.0%

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ5-4 地域交通ネットワークが分断する事態				
道路施設の防災対策				
171【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
172【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
173【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
帰宅困難者の輸送手段の確保				
174【バスによる帰宅困難者の輸送】 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損に対する補助を行っている。	災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	政策財政課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標6 重大な二次災害を発生させないこと				
リスクシナリオ6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生				
ため池、ダム等の防災対策				
175【農業用ダム・ため池の防災対策】 市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば補修・廃止の相談・指導等を行う。	市で管理している農業用ダム・ため池はないが、必要があれば土地改良区等の管理するため池について、補修・廃止の相談・指導等を行う必要がある。	ため池等について、防災対策に係る補修・廃止を実施するための相談・指導等を実施する。	農林畜産課	
176【ため池ハザードマップの作成】 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ハザードマップを作成している。	下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップを作成する必要がある。	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行う。	農林畜産課	防災重点ため池（1カ所）について、ハザードマップ作成 【R2】100% 【R2】100%
リスクシナリオ6-2 有害物質の大規模流出・拡散				
有害物質の流出・拡散防止対策				
177【有害物質の流出・拡散防止対策】 災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するために、台帳を整備し、管理・保管を行っている。	災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出・拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等を行っていく必要がある。	災害発生に伴う危険物・毒劇物の流出・拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき適切な管理・保管等を実施する。	健康増進課 農林畜産課	
リスクシナリオ6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
荒廃農地の発生防止・利用促進				
178【農地利用の最適化支援】 荒廃農地の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。	有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地の解消を推進する必要がある。	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、市町村、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	農林畜産課	担い手が利用する農地面積の割合 【H24】41.8% 【R5】66%
179【農地の生産基盤の整備推進】 農地を有効に活用するため、県営事業によるほ場整備事業等により農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。	異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。	荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、ほ場整備事業等を実施し、農業生産基盤の整備を推進する。	農林畜産課	
森林資源の適切な保全管理				
180【森林の計画的な保全管理】 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。	近年、木材需要の高まりに応じて伐採面積が増加する中、森林施業コストが高いため、再造林されずに放置される森林が増加していることから、再造林や間伐の着実な実施に向けた対策を講ずる必要がある。	再造林や間伐を着実に実施していくため、森林所有者の造林意欲向上につながる低コスト化技術の普及・定着や社会全体で再造林を支援する新たな仕組みづくりに取り組み、森林の適切な保全を図る。	農林畜産課	再造林割合 【R元】17.6% 【R5】20%
農林水産業の生産基盤の防災対策				
181【農業・水産施設の老朽化対策】 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、施設利用者と協力の上、維持管理を行う。	農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化を図るよう技術的な支援等を実施する。	農林畜産課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響				
風評被害の発生防止				
182【正確な情報発信による風評被害の防止】 安全・安心な農林水産品を国内外に広くアピールするため、ウェブサイトや、量販店・スーパー・レストラン等での青森フェア開催などを通じて平時から消費者や販売業者等に対し安全・安心なとわだ製品の情報発信を行っている。	災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、とわだ産食材の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。	災害発生時におけるとわだ産食材の風評被害の防止に向けて、正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して直接情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。	農林畜産課 とわだ産品 販売戦略課	
183【物流関係者との信頼関係の構築】 美味しく、安全・安心な農林水産品をPRするため、トップセールスや青森フェア等を実施し、市内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。	災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろからとわだ産の安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との信頼関係を構築しておく必要がある。	災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間に信頼関係を構築するため、県と市町村の連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、安全・安心性のPRの強化を図る。引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図る。	とわだ産品 販売戦略課	
風評被害の軽減対策				
184【風評被害の軽減対策】 とわだ製品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、市のホームページ等で情報提供している。	災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	農林畜産課 とわだ産品 販売戦略課	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
事前に備えるべき目標7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること				
リスクシナリオ7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
災害廃棄物の処理体制の構築				
185【災害廃棄物処理計画の策定】 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、青森県災害廃棄物処理計画に基づき、十和田市災害廃棄物処理計画の策定に向けた準備を進めている。	災害廃棄物は一般廃棄物であり、基本的には被災市町村がその処理を担うことから、市において円滑な処理体制が構築されるよう、災害廃棄物処理計画の策定を進める必要がある。	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、災害廃棄物の処理について、十和田地域広域事務組合と協議し、計画に反映させる。	まちづくり支援課	
186【災害廃棄物等の処理に関する連携の強化】 災害廃棄物等の処理に関する連携についての取組は特に行っていない。	災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関する情報を共有する等、県、近隣市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。	災害発生時において各種協定に基づき円滑に災害廃棄物が処理されるよう、県、近隣市町村、関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。	まちづくり支援課	
187【農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化】 農業資材に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、市町村適正処理協議会や農協による処理体制が構築されている。	災害発生時においても、被災農業資材の廃棄物が円滑に処理されるよう平時から事業者等に関する情報を共有し、引き続き、県、市町村、関係団体の連携を推進する必要がある。	災害発生時においても、被災農業資材の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。	農林畜産課	
リスクシナリオ7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
防災ボランティア受入体制の構築				
188【防災ボランティア受入体制の構築】 大規模災害が発生し、災害対策本部又は災害対策連絡本部が設置された場合には、社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部と協議の上、防災ボランティア情報センターを設置する体制を構築している。災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、防災ボランティアコーディネーターの育成に係る研修を実施している。	災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、引き続き、防災ボランティアコーディネーターを育成していく必要がある。災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、これまでの参加者によるネットワークづくりを進めるなど、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。	生活福祉課 子ども支援課	福祉教育インストラクター養成講座受講インストラクター数延べ 【R1】180人 【R5】213人
189【防災ボランティアの育成】 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。	災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。	社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	生活福祉課	
防災人材育成				
190【自主防災組織の設立・活性化支援】 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進している。	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバラー率は44.4%（R2.9）であり県内平均に満たないことから、今後とも自主防災組織の設立を推進していく。	自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、設立補助金の交付や、リーダー研修会・防災啓発研修等の取組を実施する。	防災危機管理室	
防火対策・消火力強化				
191【消防団の充実】 消防団員確保のため、令和2年度から新採用職員に対して2年間の消防団入団研修を行っている。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年8月31日現在で708人となっていることから、市では、地域の消火力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、様々な対策を検討していく。	総務課 防災危機管理室	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
応急仮設住宅の確保等				
192【応急仮設住宅の迅速な供給】 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の建設場所の選定、関係団体の建築技術者を確保している。	応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して、建設候補地の更なる選定と整備マニュアルの作成を行う。	都市整備建築課	
地域コミュニティ力の強化				
193【地域防災力の向上・コミュニティ再生】 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を啓発している。	地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	防災危機管理室 まちづくり支援課	
194【地域コミュニティ力の強化】 地域特性を生かした地域づくり等を通じ地域コミュニティを強化するため、コミュニティ活動の再生等地域力の向上等を目的とする事業を対象に、県においては各市町村へ補助金を支出している。	少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題となっているため、地域コミュニティ機能の維持・再生に向けた取組が必要である。また、地域コミュニティ力の強化は、一朝一夕でできるものではないことから、地域における自発的・主体的な取組が継続的に行われることが求められる。	災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。	総務課 まちづくり支援課	
195【農山漁村の活性化】 農山漁村の生活環境や農林水産業の生産基盤を強化するため、地域力の再生を実現する取組を推進している。	人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。	農林漁業者はもとより地域の人々などの参加を促進し、地域の共同活動による水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	農林畜産課	
196【地域コミュニティを牽引する人材の育成】 地域コミュニティの維持と活性化のため、一般市民向けに地域づくりに取り組む活動者としての資質を高める講座を実施するなど、学びを通じて、地域を支える人材の育成とネットワーク化に取り組んでいる。	地域を支える人材として、多様な人材の関わりが必要であるため、ネットワークの形成・強化、地域を越えた人材交流の促進に取り組む必要がある。	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域を支える多様な人材の育成とネットワーク化を図る。	まちづくり支援課	
197【地域を支えるリーダーの育成】 チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなど「あおもり立志挑戦塾」の取組を実施している。	地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成を図る。	まちづくり支援課	
防火対策・消防力強化				
198【消防団の充実】 消防団員確保のため、令和2年度から新採用職員に対して2年間の消防団入団研修を行っている。	近年、消防団員は年々減少しており、令和2年8月31日現在で708人となっていることから、市では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。	市は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。また、広報活動等を実施するとともに、様々な対策を検討していく。	総務課 防災危機管理室	

現在の取組・施策	脆弱性評価	対応方策	取組主体	KPI
リスクシナリオ7-4 幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
道路施設の防災対策				
199【緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策】 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金等を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	土木課	
200【緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策】 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力し、農道・林道の維持管理を行う。	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、維持管理を行う必要がある。	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、施設利用者と協力した農道の維持管理を行う。	土木課 農林畜産課	
201【市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策】 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を行う。	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。	市町村管理の農道・林道について、点検診断等を実施し、維持管理を行う。	農林畜産課	
基幹的道路交通ネットワークの形成				
202【基幹的道路交通ネットワークの形成】 被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。	被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、国・県との連携を図りながら、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	土木課	